

基本目標 2

いのちをやさしく見守る社会づくり

〔人権・保健・医療・福祉〕

政策 21

一人ひとりを尊重し、共に参画する社会を築く

- 211 人権尊重の社会づくり……………181
- 212 男女共同参画社会の実現……………181

政策 22

互いに支え合い、共に生きるあたたかな福祉社会を築く

- 221 安心して子どもを生み育てることができる環境づくり……………183
- 222 高齢者の自立支援と生きがいの推進……………185
- 223 障害者の自立支援と豊かな地域生活の実現……………186
- 224 地域の保健・福祉を支える基盤づくり……………187

政策 23

健やかで安心な生活を守る

- 231 健康づくりと疾病予防対策の推進……………189
- 232 安心で良質な医療の確保……………190
- 233 食品の安全と生活衛生の確保……………192

211 人権尊重の社会づくり

参照：第2部 P60

211-1 人権意識の高揚

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
人権教育・啓発の推進	◇市町村等関係機関と連携しながら、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、外国人、HIV感染者等、様々な人権課題に関する啓発資料の作成・配布、講演会・イベント等の開催など、幅広い啓発事業を実施します。 ◇人権意識の高揚を図る教育を充実するとともに、各種指導者研修会等の開催により指導者を養成します。 ◇人権に関する啓発冊子や視聴覚教材、講師等に係る情報をデータベース化し、広く活用できるようホームページ等により発信します。	人権同和対策課 女性青少年課 国際交流課 児童家庭課 高齢対策課 障害福祉課 健康増進課 教委総務課 教委学校教育課 教委生涯学習課

211-2 人権侵害の未然防止と被害者支援

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
相談・支援体制の充実	◇DVに関する相談・支援の窓口となる市町村のDV相談支援センターや児童虐待に関する地域の福祉・保健・教育などの関係機関をネットワーク化する市町村の要保護児童対策地域協議会の設置を促進します。 ◇地域福祉権利擁護事業や成年後見制度の利用を促進し、判断能力が不十分な者を支援します。	児童家庭課 高齢対策課 障害福祉課 健康増進課 医事厚生課

212 男女共同参画社会の実現

参照：第2部 P62

212-1 男女共同参画社会実現のための基盤づくり

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
制度慣行の見直しや意識改革の推進	◇男女共同参画地域推進員の活動の支援等を通して、性別による固定的役割分担意識の解消と社会の慣習・慣行の是正に向けた啓発を推進します。 ◇地域における男女共同参画を推進するためのリーダーを養成します。 ◇市町村や団体等との連携によるネットワークを構築するとともに、事業所における男女共同参画の取組を支援します。	女性青少年課
互いの性を尊重する意識づくりの推進	◇男女の人権を尊重する観点から、性を大切にする意識づくりを推進します。	女性青少年課 教委学校教育課
教育・学習の充実	◇男女平等の視点に立った学習指導・進路指導の充実を図ります。 ◇子どものうちから男女共同参画の意識を育てるため、成長期に応じた教育や啓発を推進します。 ◇とちぎ男女共同参画センターなどを活用し、地域における多様な学習機会の充実を図ります。	女性青少年課 教委学校教育課 教委生涯学習課

212-2 女性がいきいきと参画できる環境づくり

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
政策・方針決定過程への女性の参画拡大の推進	◇県の審議会等への女性委員の参画を推進するとともに、市町村における政策決定過程への女性の参画を促進します。 ◇企業や団体、農林業や商工自営業、地域活動等における方針決定過程への女性の参画を促進します。 ◇女性の参画、活躍を支援するための総合的な情報提供を行うとともに、女性の人材育成、交流を図ります。	行政改革推進室 女性青少年課 産業政策課 経営技術課 林業振興課
女性に対する暴力根絶の取組の推進	◇DVを始めとする女性に対するあらゆる暴力を根絶するための普及啓発活動を推進します。 ◇DV対策基本計画に基づき、女性自立支援センター（仮称）を整備する等、DV被害者などの女性に対する相談支援体制の充実を図ります。	女性青少年課 児童家庭課

212-3 男女が共に輝く社会づくり

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
家庭生活・地域活動における男女共同参画の推進	◇子育て、介護、家事等家庭における活動について、男女が家族の一員として相互に協力しながら責任を果たすような意識啓発や学習機会の提供をします。 ◇男女がともに地域づくりに参画していくための普及啓発を行います。	女性青少年課
就業の場における男女共同参画の推進	◇働く意欲のある女性が能力を十分に発揮できるよう、研修会の開催や啓発資料の配付等を通して、男女の均等な雇用機会と待遇の確保を促進します。 ◇働きがいのある農業経営を確立するため、経営方針や就業条件を明確にする家族経営協定の締結を推進します。	労政課 経営技術課
家庭生活と職業生活・地域活動との両立支援	◇育児・介護休業等の取得促進や労働者の生活や健康に配慮した労働時間の設定推進など、男女が家庭生活と職業生活・地域活動との調和を保ちながら働き続けられるよう、事業主の理解を深めるための普及啓発を行います。 ◇仕事と家庭の両立に関する意識啓発を進めるための学習機会を提供するとともに、事業所への働きかけを行います。	労政課 女性青少年課

221 安心して子どもを生み育てることができる環境づくり

参照：第2部 P66

221-1 地域における子育て支援

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
社会全体で子育てを支える意識の醸成	◇各界各層の代表で構成する「子育て環境づくり推進会議」において、幅広い視点から、子育て環境づくりの推進のための対策を検討します。 ◇子育て情報誌「笑顔いっぱい」の発行や、テレビ、広報誌などを活用し、少子化や子育てに関する情報提供、家庭や地域の役割について意識啓発を図ります。 ◇子どもの人権尊重に関する啓発を行い、子どもの健やかな成長や発達を図ります。	児童家庭課 人権同対策課 教委総務課 教委学校教育課
家庭や地域における子育て支援サービスの充実	◇地域の子育て支援施設としての地域子育て支援センターや児童館などの整備を促進し、子育てに関する相談と情報提供、遊びを通じた子どもの健全育成を図ります。 ◇ファミリー・サポート・センターの設置等を促進し、地域の相互扶助による子育て支援を促進します。 ◇栃木県子ども総合科学館の展示機能や普及教育活動を充実し、子どもたちの科学する心や態度、創造性を育みます。	児童家庭課
保育サービスの充実	◇地域の実情に応じた保育所整備を促進します。 ◇低年齢児保育、延長保育、休日保育、障害児保育、特定保育など多様な保育サービスや幼稚園での預かり保育の充実を促進します。 ◇放課後児童クラブの設置促進や障害児の受入れ促進、開設日数の拡大など放課後児童対策を充実します。	児童家庭課 文書学事課 障害福祉課 教委学校教育課

221-2 援護を必要とする子育て家庭等への支援

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応	◇市町村における要保護児童対策地域協議会の設置を促進します。 ◇虐待を受けた児童に対して、医師やセラピストなどによる専門的な心のケアを行う情緒障害児短期治療施設の設置を促進します。 ◇児童相談所への児童福祉司の増員・資質の向上や教員・保健師等の専門職員の配置による複眼的な視点での児童虐待等への対応を図ります。	児童家庭課 教委学校教育課
児童福祉施設及び相談機関等の機能の充実	◇児童相談所における休日夜間の相談支援体制の充実、市町村との連携、児童養護施設等における相談機能の充実など、地域に密着した児童相談体制を充実します。 ◇健康福祉センター、婦人相談所、とちぎ男女共同参画センター等において、それぞれの専門性を活かした相談支援体制の充実を図ります。 ◇家庭環境に恵まれない子や被虐待児の自立支援のため、里親制度や退所後のケアを含めた児童養護施設の機能充実を促進します。	児童家庭課 女性青少年課 障害福祉課
ひとり親家庭に対する自立支援の推進	◇ひとり親家庭が日常生活などについて、身近なところで相談できるよう相談機能等を充実します。 ◇ひとり親家庭が安心して子育てや仕事を行えるよう家庭生活支援員の派遣や保育所への優先入所などの施策を促進します。 ◇母子家庭等就業支援センターやとちぎ男女共同参画センター等において母子家庭の母に対する就業支援を推進します。	児童家庭課 女性青少年課 職業能力開発課

221-3 母子保健医療対策の充実

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
子どもや母親の健康の確保	◇妊娠中における健康教育等の充実、ハイリスク妊婦の早期把握・医療機関との連携により、安全な妊娠出産の確保を推進します。 ◇妊産婦や新生児に対する高度専門医療機能を担う総合周産期母子医療センターを中心に、地域の周産期医療機関との連携を強化するなど、周産期医療システム※1を充実します。 ◇乳幼児の疾病や障害の早期発見と早期療育、子育て家庭への支援のため乳幼児健康診査及び相談支援体制を充実します。 ◇乳幼児の突然死や事故防止、歯の衛生、栄養・食生活等の啓発事業により、乳幼児の健康づくりを推進します。 ※1 安全な妊娠・出産を確保するために、母体、胎児、新生児に対して、高度で専門的な医療を行うシステム。なお、「周産期」とは、妊娠満22週以降、生後7日未満の期間をいう。	児童家庭課 医事厚生課 健康増進課
思春期保健対策の充実	◇思春期教室や思春期ピアカウンセリングによる性に関する正しい知識の普及啓発、思春期相談センターでの健康教育や悩み相談等を充実します。 ◇家庭や学校、地域保健等の連携を図りながら、性教育及び喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育を充実します。	児童家庭課 健康増進課 薬務課 教委健康福利課
小児医療及び不妊対策の充実	◇子どもに対する医療費助成の充実により、子育て家庭への経済的な負担を軽減します。 ◇体外受精などの不妊治療の経費の一部を助成するとともに、不妊専門相談センターなどにおける情報提供や相談体制を充実します。 ◇高度専門医療等の機能を持つ子ども医療センターや地域における小児救急医療体制など子どもの健やかな成長を支える小児医療体制を整備します。	児童家庭課 医事厚生課 健康増進課

221-4 職業生活と家庭生活の両立の推進

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
男性を含めた働き方の見直し	◇事業主に対する情報提供や意識啓発により、子育てに参加しやすい職場風土づくりを促進します。 ◇「父子手帳※2」の配付や父親の子育てを支援する講座の実施、各種広報媒体を活用した意識啓発などにより、父親の育児参加を促進します。 ※2 父親が子育てに関心を持ち、積極的に育児に参加することができるよう、妊娠、出産、育児に関する情報や父親が果たす役割、育児休業制度の活用などの情報を掲載した手帳で、母子健康手帳と合わせて交付されるもの	児童家庭課 女性青少年課 労政課
仕事と子育ての両立の推進	◇次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定の取組を支援するとともに、年次有給休暇や育児休業の取得促進などの労働条件の整備促進に努めます。 ◇子育てと仕事の両立を支援する先駆的取組を実施している事業所を表彰し、その取組を普及促進します。 ◇とちぎ就職支援センターにおいて出産や育児などで退職した女性の再就職を支援します。	

222-1 生きがいの推進

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
地域活動を推進する高齢者の養成と生涯学習の場の確保	◇シルバー大学校において、地域における社会活動やボランティア活動などを実践する高齢者を養成します。 ◇とちぎ県民カレッジの開催や市町村が行う高齢者学級との連携・支援を進めます。	高齢対策課 教委生涯学習課
いきいき働く場の確保	◇福祉関係の事業や地域の特性を生かした事業など新たな就業分野の開拓を進めます。 ◇運営方法の指導・助言等の支援を行い、市町村シルバー人材センターの活性化を図ります。	高齢対策課
社会活動への参加促進	◇広く県民が参加し様々な世代が交流できるスポーツ・文化交流大会を開催します。 ◇伝統文化の伝承、世代間交流、ボランティアなど、高齢者の持つ豊かな知識や経験を生かした社会活動への参加を促進します。	

222-2 総合的な介護予防システムの確立

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
総合的な介護予防対策の推進	◇要支援者を対象とした運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上などの新予防給付を促進します。 ◇要支援・要介護になるおそれの高い高齢者を対象とした介護予防事業や総合相談等を中心とする地域支援事業を促進します。	高齢対策課 健康増進課
高齢者向け住宅の整備	◇高齢者のひとり暮らしや夫婦世帯が安心して快適に生活できるよう、バリアフリー化に対応し、緊急時通報システムなどを備えた高齢者向け優良賃貸住宅やシルバーハウジングの整備を促進します。	住宅課
地域における包括的介護予防マネジメントの推進	◇地域における一貫性、連続性のある介護予防システムの中核となる地域包括支援センターの整備を促進します。 ◇主任介護支援専門員の養成と介護支援専門員の資質の向上を図ります。	高齢対策課

222-3 介護サービスの充実

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
介護サービス供給基盤の整備	◇在宅サービスを充実し、高齢者の自立した生活を支援します。 ◇自宅及び施設以外の多様な住まいの普及を図ります。 ◇地域の実情に応じて特別養護老人ホーム等の整備を促進します。	高齢対策課
介護サービスの質の向上	◇グループホームの外部評価を推進するほか、介護サービスの質の向上と利用者の事業者選択に資する介護サービス情報の公表を促進します。 ◇事業者及び施設に対する指導・監督を徹底します。 ◇介護保険施設の個室化や利用者を10人程度の小集団（ユニット）に分けて、家庭的な雰囲気、きめ細かな介護を行うユニットケア化など生活環境の改善を推進します。 ◇認知症高齢者の権利の擁護と福祉サービス利用援助を推進します。 ◇高齢者虐待への対応のため関係機関と連携し、地域支援ネットワークの形成を図ります。	
地域密着型サービスの普及・定着の促進	◇住み慣れた地域での生活を支える小規模多機能型居宅介護や定員30人未満の特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホームなどの地域密着型サービスの普及・定着を図ります。	

223-1 障害者の自立の促進

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
相談支援体制の充実	◇障害者の相談窓口となる市町村との連携を強化するとともに、広域的、専門的な観点から市町村の支援を行うことにより、障害者に対する相談支援体制の充実を図ります。 ◇発達障害者支援センターを中心に市町村や療育機関など関係機関と連携し、発達障害児者に対する相談支援、療育支援などの支援体制を充実強化します。	障害福祉課 健康増進課
ケアマネジメント実施体制の充実	◇相談業務従事者の人材育成やアドバイザーの派遣、広域的調整などの支援を実施し、ケアマネジメント実施体制の充実を図り、障害者個々の心身の状況などを踏まえた適切なサービスの給付を促進します。	
保健・医療・福祉の連携したサービス提供体制の充実	◇1つの施設で異なる障害を持つ人にサービスを提供できるよう施設の相互利用を促進します。 ◇医療機関や施設等と連携したサービス提供体制を促進し、障害者の地域生活を支援します。 ◇県北及び県南地域のリハビリテーション拠点施設の整備を促進するとともに、効果的にリハビリテーションが受けられるようにします。	障害福祉課 医事厚生課

223-2 障害者の安全で安心な暮らしの実現

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
グループホーム、ケアホームの充実及び日中活動の場の整備促進	◇障害者が地域で生活するための拠点となるグループホームや介護が必要な重度の障害者のためのケアホームの整備を促進します。 ◇授産施設や作業所など、障害者の日中活動の場を確保するとともに、就労支援を行い障害者の自立を支援する施設の整備を促進します。	障害福祉課 健康増進課
居宅介護事業等の充実と利用促進	◇ホームヘルプ、ショートステイ、デイサービスなどの居宅支援サービスを提供する事業所について、地域バランスに配慮した整備を促進します。 ◇サービス供給従事者への研修等を充実し資質の向上を図ります。 ◇地域における障害児の放課後の活動の場を確保する障害児放課後対策の取組を支援します。	障害福祉課 健康増進課
権利擁護・安全確保対策の推進	◇地域福祉権利擁護事業や成年後見制度の利用を促進し、判断能力が不十分な者を支援します。 ◇市町村と連携し、災害時の情報提供や避難誘導体制、犯罪から身を守るための体制等を整備します。	障害福祉課 消防防災課 医事厚生課

223-3 障害者の社会参加の促進

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
スポーツ、文化芸術活動の振興	◇障害者スポーツ大会、障害者文化祭を開催します。 ◇障害者スポーツ指導員を養成し、スポーツ教室を充実します。	障害福祉課 健康増進課
就業・雇用の促進	◇障害者就業・生活支援センターの活動を充実するとともに、その整備促進を図ります。 ◇労働関係機関と連携し、企業に対して、障害者についての理解を促進するとともに、障害者雇用に関する情報提供を行い、障害者の雇用促進を図ります。	障害福祉課 健康増進課 労政課
情報・コミュニケーション支援及び外出支援体制等の充実	◇障害者の移動、コミュニケーションに必要な手話通訳者、要約筆記者等の養成を促進するなど、障害者が自らの意思で地域行事などに参加できるよう支援します。 ◇各種メディア等による障害者理解の啓発を行い、社会のバリアフリー化を推進します。	障害福祉課

224-1 総合的な保健・福祉サービス提供体制の整備充実

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
総合的なサービス供給体制の整備	◇身近な市町村でニーズに応じた総合的な福祉・保健・医療サービスの利用や相談が受けられるよう、体制の整備を促進します。 ◇健康福祉センターや児童相談所等各種相談機関の専門性を高め、県民や市町村等に対し、適切な情報提供やアドバイスのできる体制の充実を図ります。	保健福祉課 高齢対策課 障害福祉課 児童家庭課
健康危機管理体制の充実	◇警察、消防、市町村などの関係機関、関係団体と県が連携しながら健康危機管理体制を充実します。	
福祉サービスの質の向上と権利擁護の推進	◇福祉サービス第三者評価推進機構の運営を支援し、福祉サービスの質の向上や利用者のサービス選択に資する第三者評価の実施とその結果の公表を促進します。 ◇介護サービスの質の向上や利用者のサービス選択に資する介護サービス情報の公表制度を促進します。 ◇地域福祉権利擁護事業や成年後見制度の利用促進を図り、判断能力が不十分な高齢者や障害者が自立した生活を送れるよう支援します。	

224-2 社会福祉活動への県民参加の促進

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
地域福祉の推進と福祉活動への県民参加の促進	◇市町村地域福祉計画、市町村地域福祉活動計画の策定及び計画に基づく地域福祉の推進に向けた取り組みを支援します。 ◇社会福祉協議会やとちぎボランティアNPOセンターなどによる意識啓発活動等を支援します。 ◇研修会や情報提供などを行うことにより民生委員や児童委員の活動を支援します。	医事厚生課 文化振興課
ボランティア活動への支援	◇ボランティア活動の拠点となるとちぎ福祉プラザボランティアルームやとちぎボランティアNPOセンターの活用を促進します。 ◇市町村における活動拠点となるボランティアセンターの整備を促進します。 ◇ボランティアリーダー、コーディネーターの養成研修等の実施やその配置など、ボランティア活動への支援を行います	

224-3 ひとにやさしいまちづくりの推進

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
県民意識の啓発の推進	◇推進協議会による研修会や広報誌の発行、表彰の実施など、県民と一体となった啓発活動や情報提供活動を行います。 ◇「すべての人が生活しやすい社会のデザイン」を意味するユニバーサルデザインの考え方について、県民や企業等へ普及啓発を図ります。	医事厚生課 建築課
県有施設・公共的施設等のバリアフリー化の推進	◇ハートビル法やひとにやさしいまちづくり条例に基づき、公共的施設の整備に対し指導助言を行い、バリアフリー化を促進します。 ◇県有施設、公営住宅等の公共建築物へのエレベーターの設置や段差解消などのバリアフリー化を推進します。 ◇段差解消や点字ブロック設置、無電柱化等による安全で快適な歩行エリアの整備や園路、広場の段差解消等による安全で快適に利用できる公園施設の整備を推進します。 ◇市町村や民間事業者等へ助成を行い、公共交通機関（駅エレベーター設置、ノンステップバス導入）、市街地等のバリアフリー化を促進します。	医事厚生課 交通対策課 道路建設課 道路維持課 都市計画課 都市施設課 住宅課 建築課

224-4 保健・医療・福祉を支える人材の育成

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
看護職員、介護職員の養成の確保	◇看護師等養成所や介護福祉士等養成所に対する支援及び指導を行い、質の高い看護職員、介護職員の養成を図ります。 ◇訪問介護員養成研修指定事業者に対し、研修内容の相談や指導を行い、質の高い訪問介護員の養成を図ります。	保健福祉課
看護職員、介護職員の県内定着や再就業の促進	◇看護師等養成所、介護福祉士等養成所の学生に修学資金を貸与することにより、県内の看護・介護職員の安定確保を図ります。 ◇福祉人材・研修センターやナースセンターにおいて求人情報のネットワーク化や看護職、介護職に関する情報提供、就職相談等を行い、円滑な再就業を促進します。 ◇病院内保育施設の運営に対する支援を行い、看護職員の離職防止と再就業の促進を図ります。	保健福祉課 医事厚生課 労政課
看護職員、介護職員の資質の向上	◇有識者や県医師会、県看護協会等の関係機関で構成する看護職員資質向上推進委員会において効果的な研修計画や需給対策等について検討し、質の高い看護職員の確保を図ります。 ◇看護職員実務研修の実施や専任教員の養成講習会派遣により、看護職員の資質の向上を図ります。 ◇健康づくりセンターや福祉人材・研修センターにおいて地域保健に携わる職員や介護職員等への業務別専門研修等を実施し、資質向上を図ります。	保健福祉課

231 健康づくりと疾病予防対策の推進

参照：第2部 P76

231-1 健康づくりの推進

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
健康づくりの推進	◇とちぎ健康21プランの普及を図り、生涯を通じた健康づくりを推進します。 ◇運動・身体活動を通じた健康づくりや食育などを通じた食生活の改善を図ります。 ◇受動喫煙防止の環境づくりや禁煙支援、多量飲酒の防止などの喫煙飲酒対策を推進します。 ◇こころの健康に関する正しい知識の普及啓発や相談支援体制の充実など、こころの健康づくりを推進します。 ◇80歳になっても自分自身の歯を20本以上保つことを目標とする8020運動の推進など歯科保健の充実を図ります。	健康増進課
健康診査の受診率向上と保健指導の充実	◇基本健康診査やがん検診の受診率を向上させることにより、疾病や生活習慣病の早期発見を図ります。 ◇健康診査未受診者に対する受診の勧奨、未治療者や治療中断者に対するフォローアップなど、県民に対する保健指導の充実を図ります。	
生活習慣病対策の総合的推進	◇がん検診の推進による早期発見、がんセンターを中心とした治療の推進などがん対策を推進します。 ◇健診後の指導の充実や治療の早期実施、継続的な治療による病気の進行と合併症の予防などの糖尿病対策を推進します。 ◇専門医の確保、リハビリテーション体制の整備等の脳卒中専門医療機関等の機能充実や消防機関等と連携した救急搬送体制の確立による脳卒中早期治療体制の充実などの脳卒中対策を推進します。 ◇メタボリックシンドローム ^{※1} の概念の普及定着と予防を推進します。 ◇がんや脳卒中の発生動向把握等の生活習慣病に関する調査を実施します。 ※1 肥満に加えて、コレステロール値や血圧値、血糖値などの生活習慣病に関する検査データについて、要注意の項目が複数ある状態をいい、脳卒中や心臓病を引き起こす危険が高いとされる。	健康増進課 医事厚生課 障害福祉課

231-2 疾病予防対策の推進

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
感染症対策の推進	◇感染症発生動向調査委員会などによる感染症発生状況の把握や、その状況を踏まえての迅速な対応に努めるなど、SARSや鳥インフルエンザ等の動物由来感染症も含め、総合的な感染症対策を図ります。	
結核対策の推進	◇予防の適正化、きめ細かな個別対応、地域格差への対応などを基本とした効率的な結核対策を推進します。 ◇保健所、医療機関等が連携したDOTS ^{※2} 事業を実施します。 ◇高齢者や医療機関従事者、社会福祉施設入所者など、発病のリスクの高い者に重点化した定期健康診断の実施を推進します。 ※2 医療スタッフの指導の下、結核患者が薬を確実に服用していることを確認しながら治療を進める治療法	健康増進課
エイズ等性感染症対策の推進	◇各広域健康福祉センターにおいてエイズに関する相談やHIV抗体検査を実施します。 ◇エイズに関する正しい知識の普及啓発の充実など、若年層も含めた性感染症予防対策を充実強化します。	

232-1 良質で適切な地域医療の充実

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
良質な医療の確保	◇かかりつけ医の普及定着を促進するとともに、かかりつけ医と地域中核医療機関との連携体制を強化し、かかりつけ医を中心とした地域医療体制の整備を図ります。 ◇ドクターバンク事業、研修資金の貸与を始め栃木県医師確保支援センター等による情報提供などにより、公的病院等の小児科、産科、内科の医師確保を図ります。 ◇(財)日本医療機能評価機構の評価受審を促進するとともに、医療安全相談センターの相談・情報提供機能の充実を図ります。 ◇公的医療機関等の施設・設備の整備充実を促進し、地域における高度医療機能の確保を図ります。	医事厚生課
高度・先進・専門医療の充実	◇先天性心疾患や小児精神等に対応する自治医科大学こども医療センターの整備促進と血液疾患や内分泌疾患に対応する獨協医科大学子ども医療センターの運営を支援していきます。 ◇地域の医療機関との連携を始めがん診療従事者の育成・研修など、がんセンターを中心としたがん診療のネットワークを構築します。	
へき地医療の確保	◇へき地拠点病院が行うへき地巡回診療の一層の充実を図ります。 ◇へき地診療所及びへき地医療拠点病院への助成を行い、へき地医療体制の充実・強化を図ります。 ◇自治医科大学卒医のへき地診療所等への配置を推進します。	

232-2 救急医療体制の充実

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
救急医療体制の充実	◇かかりつけ医の普及定着の促進や子ども救急電話相談の実施、休日夜間急患センターの整備促進等により初期・二次・三次の機能分化を促進するとともに、地域の中核病院等への患者の集中の解消を図ります。 ◇病院群輪番制病院の確保と重症患者に対する診療機能の強化により、二次救急医療体制を充実します。 ◇高度専門医療機能の強化を図り、第三次救急医療を担う救命救急センターを充実します。 ◇小児休日夜間急患センター及び小児救急拠点病院の整備を促進し、小児救急医療体制の未整備地区の解消を図ります。	医事厚生課
病院前救護体制の充実	◇救急救命士の処置範囲の拡大及び救急救命士に対する医師の指示体制の構築等、救急現場から医療機関に搬送されるまでの病院前救護体制の充実を図ります。	医事厚生課 消防防災課
災害時医療体制の充実	◇災害拠点病院のライフライン維持機能の整備等を支援するとともに、災害派遣医療チーム（DMAT）の充実を図ります。 ◇広域災害・救急医療情報システムの効果的な運用を図ります。	

232-3 感染症・難病・精神医療対策の充実

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
感染症に係る医療提供体制の確保	◇新興感染症等に対応できる病床の整備・指定を促進します。	健康増進課
難病対策の推進	◇在宅で療養している難病患者等に対し、健康福祉センターや難病相談支援センターなどが療養や生活などに関する相談・支援を行うことにより、安心して療養できる環境の確保と難病患者及びその家族の生活の質の向上を図ります。 ◇ホームヘルプサービス事業や短期入所事業など難病患者に対する居宅生活支援を促進します。	
精神科医療体制の充実	◇県立岡本台病院における基幹的病院としての専門医療体制の充実や、民間精神科病院との連携の強化を図り、地域の精神科医療体制の充実を図ります。 ◇医療機関や警察、消防等との連携強化、措置入院に係る措置診察指定医輪番システムの充実などにより、精神科救急医療体制の充実を図ります。	

232-4 血液の確保と移植医療対策の推進

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
臓器移植の推進	◇臓器提供意思表示カードの配付等により、県民意識の向上や臓器移植の推進を図ります。 ◇院内移植コーディネーターの養成や設置を促進し、円滑な移植実施のための体制を整備します。	健康増進課
骨髄バンク登録の推進	◇骨髄提供希望者の登録の機会を増やすとともに、県民の骨髄バンク登録に対する理解促進のための普及啓発活動を推進します。	薬務課
成分献血・400ml献血の推進	◇市町村等と連携し、様々な広報媒体を通じて広報活動を行い、20歳代の若者を中心とした献血を推進します。	

232-5 医薬品などの有効性と安全性の確保

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
医薬品等の監視指導の充実と医薬分業の推進	◇薬事監視指導体制を充実し、無承認医薬品や不良医薬品の流通防止など、医薬品等の有効性と安全性の確保を図ります。 ◇県民に対してかかりつけ薬局の普及啓発などを行うことにより、医薬分業を推進します。	薬務課
麻薬適正使用の推進	◇病院等の麻薬・向精神薬等の取扱者に対して、立ち入り検査を実施し、不正流通や不正使用を防止します。 ◇薬物乱用に関する正しい知識を広く県民に伝え、薬物乱用を許さない社会環境づくりを推進します。	
温泉利用施設に対する監視指導の充実	◇温泉利用施設の監視指導等を実施し、適切な管理や温泉源の保護、温泉利用の適正化を図ります。	

232-6 国民健康保険制度の安定的運営の確保と医療費の適正化推進

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
国民健康保険制度の安定的運営の確保	◇市町村の事業運営・保険資格適用の適正化に関する助言及び財政安定化のための調整交付金の交付を行います。 ◇保険税（料）の適正賦課・収納率向上対策の助言を行います。	国保医療課
医療費の適正化推進	◇市町村に対するレセプト点検指導を行います。 ◇医療費データの分析・活用の助言を行います。 ◇重複・頻回受診者対策の推進の助言を行います。	

233-1 食品の安全性確保の推進

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
計画的な監視指導	◇営業施設や給食施設の監視指導を計画的に実施します。 ◇農産物、畜水産食品、加工食品、輸入食品等の収去検査を実施します。 ◇農薬・飼料・動物用医薬品の適正使用の監視を強化します。 ◇食品表示110番や食品表示ウォッチャーを活用し、適正な表示の監視指導を実施します。	生活衛生課 経営技術課 畜産振興課 経済流通課
事業者の自主衛生管理の促進	◇とちぎハサップに基づく食品営業施設等の第三者機関による認証及び認証施設等の情報提供を推進します。 ◇GAP（適正農業規範）実践マニュアルの策定やモデル的な生産組織の取組を促進します。 ◇畜産物の生産段階へのHACCP方式の導入を促進します。	生活衛生課 生産振興課 畜産振興課
食品の安全確保のためのリスクコミュニケーションの推進	◇食品安全推進懇話会や食品安全フォーラムを開催し、食品関連事業者や消費者など食品に関わる全ての人が食品のリスクに関する情報を共有できるようにするとともに、相互の意思疎通を図ります。	生活衛生課 経済流通課

233-2 生活衛生関係営業施設等の衛生水準の維持向上

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
生活衛生営業指導の推進	◇生活衛生関係営業施設の監視指導を行い衛生的サービス水準の維持向上を図ります。 ◇経営特別相談員の巡回指導等を実施し自主管理体制の確立を図ります。	生活衛生課
生活環境の衛生の確保	◇特定建築物への監視指導を実施し建築物衛生の確保を図ります。 ◇建築物衛生講習会を開催します。 ◇保健所において、建材や内装材から放散される科学物質により頭痛やめまい等を引き起こすシックハウス等の住居衛生に関する相談を実施します。	

233-3 動物の適正飼養の推進

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
動物の適正飼養の推進	◇動物愛護指導センターが開催する動物愛護フェスティバル、動物ふれあい教室、しつけ方教室など様々な機会を通じて、終生飼養や衛生的な飼育など動物の適正飼養について普及啓発を行います。 ◇動物愛護関係研修会や動物取扱業者への講習会を開催します。 ◇狂犬病予防等研修会を開催します。	生活衛生課